令和８年（フ）第３７６号
鹿児島市東谷山３丁目33番24号　ハイツタウニィ202号
債務者　有嶋　浩明
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３９２号
鹿児島市武岡３丁目27番地11
債務者　内野　珠恵
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４０２号
鹿児島市錦江台１丁目44番18―23号、前住所鹿児島市坂之上７丁目44番29号　サンハイツありむら２号棟205号
債務者　鎌田　理恵
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４１５号
鹿児島県西之表市西之表9722番地
債務者　前田美穂子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４１７号
鹿児島市向陽２丁目12番25号　クレストール久保202号
債務者　福山洸太郎
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４２１号
鹿児島市荒田２丁目22番10号　山内ビル403号
債務者　日髙　敏英
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１８１号
沖縄県浦添市港川２丁目22番５―902号　ユアサハイム浦添Ａ、住民票上の前住所沖縄県浦添市港川２丁目29番２―301号　ビューハイツ仲西
債務者　樋口　良樹
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１８２号
沖縄県浦添市港川２丁目22番５―902号　ユアサハイム浦添Ａ、住民票上の前住所沖縄県浦添市港川２丁目29番２―301号　ビューハイツ仲西
債務者　樋口　夏美
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３６４号
沖縄県那覇市三原１丁目10番25号
債務者　新田　　悟
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３７４号
沖縄県豊見城市字長堂180番地２　グランデＫ　203号室
債務者　宮里　錬武
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３９８号
沖縄県南城市佐敷字兼久11番地２　ワンピース１　102号室
債務者　高里健次郎
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第５４２号
神奈川県茅ヶ崎市幸町６番13―206号　ダイアパレス茅ヶ崎
債務者　加藤佑一朗
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６２９号
横浜市栄区飯島町1530番地　オオタハイツ202
債務者　大田　　舞（旧姓村田）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８９５号
横浜市磯子区洋光台４丁目１番５―211号
債務者　松野　　修
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９７０号
横浜市金沢区富岡西３丁目12番１号　エミーナチェリーＢ02
債務者　高井あつき
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１７０号
横浜市港北区菊名２丁目26番19号　こうぶ苑201
債務者　齋藤　裕子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部